

三島町中小企業・小規模企業振興基本条例について

背景

◆国では、中小企業の9割を占める小規模企業が、人口減少・高齢化・海外との競争の激化等により、国の経済の構造的変化に直面している状況に鑑み、日本全国に景気的好循環を浸透させ、地方に強靱で自立的な経済を構築するためにも、雇用を支え、新たな需要にきめ細かく対応できる小規模企業者の役割が重要であるとして、平成26年6月「小規模企業振興基本法」を施行した。

◆同法では、中小企業基本法の基本理念である「成長発展」のみならず、技術やノウハウの向上、安定的な雇用の維持を含む「事業の持続的発展」を位置づけ、第7条に地方公共団体の責務として施策の策定・実施等を規定している。

◆上記の法整備を踏まえ、福島県商工会連合会から三島町商工会を經由し、平成27年12月に「中小企業・小規模企業振興に向けた条例制定」の要望を受けたところ。

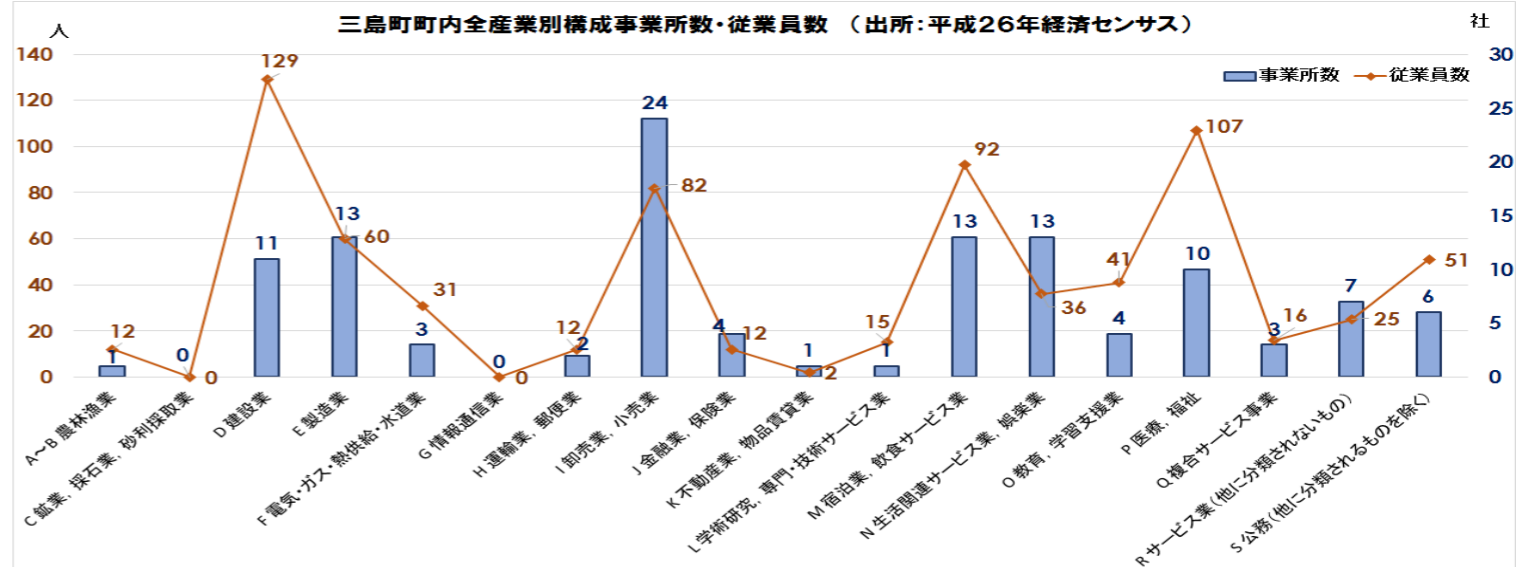
【小規模企業振興基本法】

第7条 地方公共団体は、基本原則にのっとり、小規模企業の振興に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
2 地方公共団体は、小規模企業が地域経済の活性化並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に資する事業活動を通じ自立的で個性豊かな地域社会の形成に貢献していることについて、地域住民の理解を深めるよう努めなければならない。

当町においても、中小企業・小規模企業振興のための『理念条例』を制定する

現状

◆三島町の現状については、平成26年経済センサスによると、全産業の事業所数は116社、従業者数は723人(公務を除く全産業では、事業所数110社、従業者数672人)であり、このうち中小企業を除く小規模企業は全体の97%を占めており、当町の地域経済を支えている小規模企業の振興が地域の活性化に重要であることがわかる。



条例の概要

総則(目的・基本理念・町の責務・役割)

【目的】(第1条)

三島町の中小企業等の振興に関する基本理念を定め、町の責務を明らかにし、中小企業等の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、その経営基盤の強化並びに事業の持続的な成長及び発展を図り、人口減少下における地域経済の活性化及び町民生活の向上に寄与する

【定義】(第2条)

- ① 中小企業者 中小企業基本法第2条第1項各号
- ② 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項
- ③ 中小企業者等 中小企業者及び小規模企業者
- ④ 中小企業等関係団体 商工会その他支援団体
- ⑤ 金融機関 銀行、信用金庫、信用協同組合等

【基本理念】(第3条)

- (1) 地域産業の持続的な成長と発展、新産業の創出を通じた地域社会の発展を目標に、中小企業者等による自らの創意工夫と自主的な努力を尊重し促進すること
- (2) 中小企業者等が地域の経済及び雇用を支える担い手として重要な役割を果たしているという基本的な認識の下に行うこと
- (3) 町の地域資源を活用することを基本的な認識の下に行うこと
- (4) 国、福島県及び中小企業等関係団体の協力を得ながら、町、中小企業者等及び町民が一体となって推進すること
- (5) 中小企業者等の経営資源の確保が困難であることに鑑み、経営の規模及び形態に応じ、十分な配慮がなされることを基本に行うこと

【町の責務】(第4条)

- (1) 中小企業等の振興に関する施策を総合的かつ計画的に策定・実施、中小企業者等の実態を的確に把握、意見を適切に反映するよう努める
- (2) 工事の発注、物品及び役務の調達等に当たり、町産品の利活用の促進、中小企業者等の受注機会の促進に努める
- (3) 小規模企業者の事情に特別の配慮をし、技術の向上及び安定的な雇用の確保を含む事業の持続的な発展に資する支援を行うよう努める

【中小企業者等の役割】(第5条)

- (1) 経営基盤の強化、技術の継承、人材の育成、雇用の促進及び従業員の福利厚生の充実に取り組み、地域社会を構成する一員として、社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、豊かで住みよい地域社会の実現に貢献するよう努める
- (2) 地域の特色を生かした事業活動に取り組み、経済社会情勢の変化に対応し、事業の持続的な発展を図るため、自主的に円滑かつ着実な事業運営を図るよう努める

【中小企業等関係団体の役割】(第6条)

中小企業者等の経営の向上及び改善に資するため、相互連携の下、積極的な支援を行うよう努める

【金融機関の協力】(第7条)

中小企業者等の経営努力への支援及び町が実施する中小企業の振興に関する施策への協力に努める

【町民の理解及び協力】(第8条)

中小企業者等が地域社会の発展並びに町民生活の安定及び向上に重要な役割を果たしていることを理解し、町産品及び提供するサービス等の利用により、中小企業者等の成長と発展を促すよう努める

基本的施策・財政措置

【基本計画の策定及び見直し】(第9条)

中小企業の振興に資する施策を町振興計画に搭載し、その成果を評価検証し、定期的に見直す

【町が行う基本的施策】(第10条)

- ① 中小企業者等の経営基盤の強化及び事業基盤を町内に維持しつつ行う新たな事業展開への支援に関すること
- ② 中小企業者等の事業継承及び創業促進に関すること
- ③ 中小企業者等の人材の確保及び育成のための雇用の促進並びに職業能力の開発及び向上に関すること
- ④ 中小企業者等と中小企業者等以外の者との連携促進に関すること
- ⑤ 中小企業者等に対する資金の円滑な供給のための融資制度及び信用補完事業の充実に関すること
- ⑥ 中小企業者等に関する調査及び情報の収集、提供に関すること
- ⑦ その他中小企業等の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

【財政上の措置】(第10条)

町は、中小企業等の振興に関する施策を実施するため、財政上の措置を講じるよう努める

【委託】(第11条)

条例に関し必要な事項は町長が別に定める

平成29年4月1日から施行